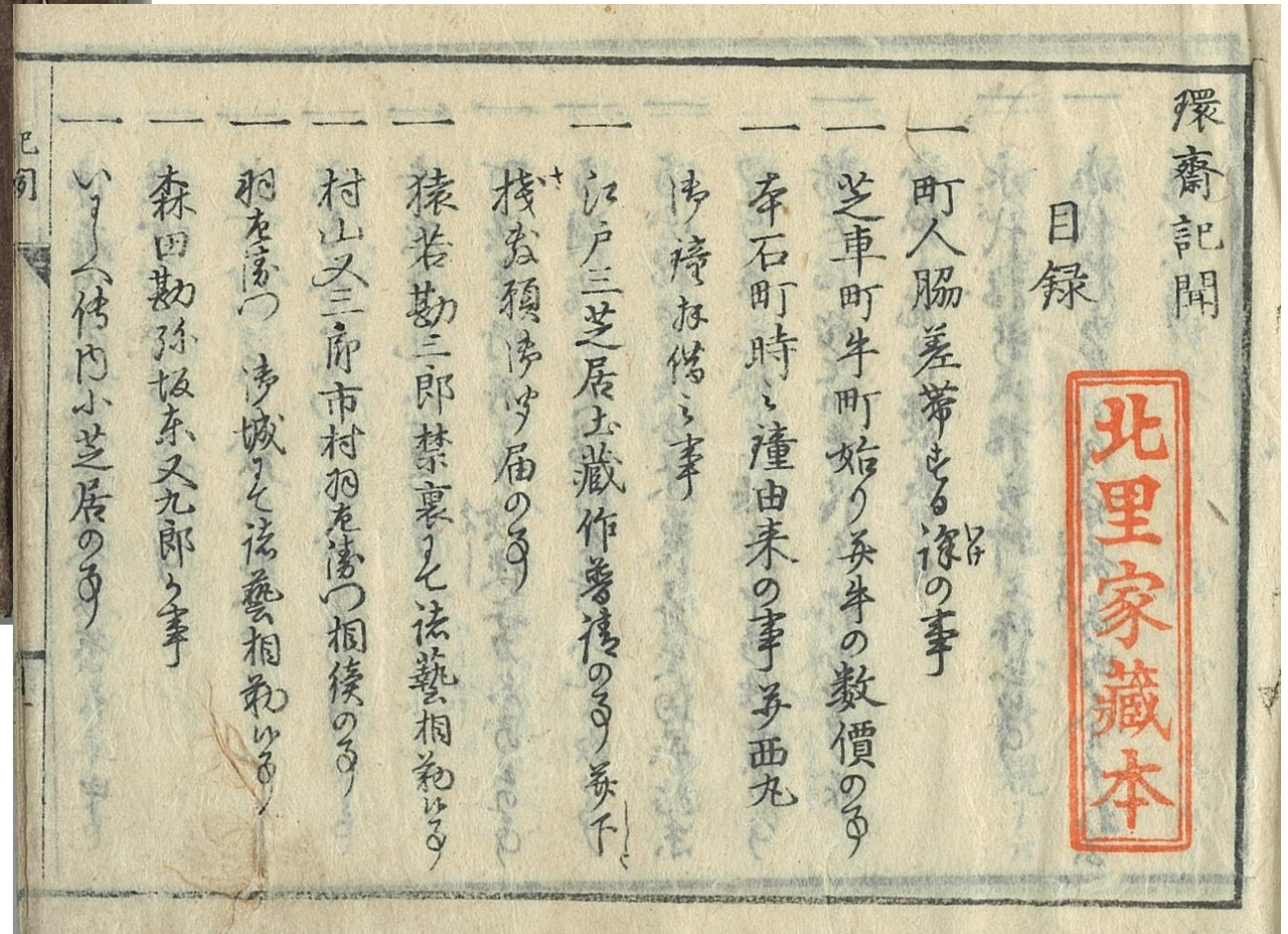


徳川内府の肉々形勢と
家中之政柄とを尋ねし
朝廷もあてし孫御裁決を
しその情を天下の公侯と
その偏愛の私あはれとを
休戚と同ふし徳川祖之の
制度を大平なるはたを
亦また又其旨を作出
人々之明を大に
其いふを其の東に
其業と信ひたはは者也
慶長三年三月



右に通りく差家なる所是又ちやうせき澄海
えきり分昭あるを其は都下の調法しらべなる
 とのほ沙汰さたして今にお積たくして業わざを
 いとあみりし

三芝居の踊り兵士花作を下
 棧たか敷きホら多す

○徳ちか若わハ芝居小屋をと苦くる藁わらあるを享
 保たも存ぞんの年としの秋あき焼やくあひてこれをて夏なつく
 の火くわ災さいあるを甚こおとれ三人の産う元もと赤あか奇
 お積たくしては夏なつより熱あつ病びやう去さ藏ざう作りは仕しり
 を火くわ災さいも少すくうべ一いつ名な去さお合あふあかかま
 のを下した棧たか敷きある所ところとは後のちにまた産う元もと赤あか奇き
 所ところ奉行べいぎやう大岡越おほおかこえを夜よ中山出なやま雲う多た反はん
 江え形かた出でる所ところは元もと中ちゆう水みづ野の和わ泉いづみをと反はん

何よおの受の律儀之主日年四月十日
 形も通芝居下棧敷の免の作出い相又
 水野和泉守及思百と芝居座元
 結の成越あさ及より紀ゆとの作
 付即系良登帝老傳の口招かんと者
 之候之作後ゆと三座より左とあり
 書上

堀町様着勘三郎涉南地

あゝと芝居の作付の律儀

○台徳院様涉代寛永元甲子年二月
 款舞妓狂言寺形ゆ受別は作付仲
 指と芝居仕

○大猷院様涉代寛永九壬申年伊
 豆より安宅丸の涉船は南地は出入

其金の采を頂載仕仕船の先丁とせや
了書^{かんご}次仕仕法を重仍向井が監掾了書
付書より町法奉行おは月次沙礼了

了書了只今近代にお氣事了は時ハ芝

居祿^{おが}宜町よ七仕仕

祿宜町とい今の長谷川町の横丁とせ
了書了了はせつとせもいへる

○慶安四年卯年正月より同四月までの

内津城に在る右猿楽徳藝仕多目六

百貫文毎^{あそび}地多令入猿着衣装頂載

仕只今以大切仕事しは各と芝居場

町と仕仕

○明暦二丁酉年正月十八日類焼仕る

内五月京終ら登る

内裏様にはる右侍将右連新不ち

記

九

大鞆岳猿着の形言仕仕不為 沙襲
 美俣は明石市二字姓又は下巻の
 衣裳は丸の内より三つ松葉系をぬい
 裾は合隈とて藩の掾取をて猿着の
 襲葉頂裁仕同年九月に南地は下り
 中の二十四年、官大吏役相勤万治元
 年死去仕仕

俣二代目

明石勤三郎

○拾貳才より多女ハ女才七十七年の万大
 吏役お勤申は長藩屋町元祖市村
 竹と並儀ハ明石勤三郎分ありて
 りの人物の丸の紋所を毛一藩を丁
 として別は芝居多今いお後仕其い

俣三代め
勤三郎